

公 示

支担当第89号
令和8年8月21日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長 前田 邦彦

下記のとおり公募する。

1 公募する事項

調達要求番号	件 名	規格	数量	履行場所（納地）	履行期限（納期）
26K2E03033-変更	訓練演習支援機能の整備（維持等）	仕様書のとおり	1 式	統合幕僚監部	令和9年8月31日

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を（該当する省指名停止権者）が認めた場合には、この限りではない。

3 公募条件

- (1) 本事業の履行能力を有する者
- (2) 本事業を効率かつ効果的に実施できる技術を有していること。
- (3) 本事業の履行に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すること。
 - ア 履行に必要な機械器具、設備、技術等を有すること。
 - イ 履行に必要な器材等に関する品質管理体制が整っていること。
 - ウ 履行内容に応じた所要の能力を有する技術者を確保できること。
 - エ 不具合発生時に迅速かつ継続的に対応が可能なこと。
 - オ 安全管理体制が整っていること。
- (4) 下請企業への一部業務委託
当該事業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、前号の項目を満たすこと。

4 契約条項

- (1) 役務請負契約条項（基本契約条項）
 - (2) 特定秘密の保護に関する特約条項 ※
 - (3) 秘密の保全に関する特約条項 ※
 - (4) 装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン ※
 - (5) 秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項 ※
 - (6) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項 ※
 - (7) 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項 ※
 - (8) 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 （該当する場合）
 - (9) 生産性向上推進制度に関する特約条項 （該当する場合）
 - (10) 談合等の不正行為に関する特約条項
 - (11) 暴力団排除に関する特約条項
- ※については、別紙を確認されたい。

5 応募に関する手続等

- (1) 申込先
〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
電話番号：総務 03-3268-3111（内線30197）
メールアドレス：ijhattori@ext.js.mod.go.jp
- (2) 申込受付期間
令和8年8月21日（金）～令和8年9月4日（金）12:00まで
- (3) 提出書類
 - ア 契約希望申請書
 - イ 資格審査申請表
 - ウ 仕様書第2.2項a)～d)に定める実施体制並びに第4.4項a)～c)に定める情報の取り扱いに係る履行体制に関する資料
 - エ 現在運用中の訓練演習支援機能に係る維持設計等及び改修等に関する受注実績一覧表（実績がない場合は省略可）
 - オ 本事業の履行に必要な要件に合致する設備及び体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制、TAAの写し等）
 - カ 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
 - キ その他資格審査申請表に示す提出書類及び第3項「公募条件」を証明する書類
 - ク 参考見積書（見積書提出先）大和：ijyamato@ext.js.mod.go.jp
- (4) 提出要領
PDF様式により電子メールで送付する。

6 提出書類作成上の留意事項

- (1) 第2項「応募資格」のない者が提出した場合、証明書は無効である。
- (2) 提出書類に虚偽記載があった場合は、応募資格を失うものとする。
- (3) 応募に要する費用は応募者の負担とし、提出された資料は原則として返却しない。

7 結果の通知

書類を提出した者に対し、審査結果を通知する。

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

「秘密の保全に関する特約条項」、「特定秘密の保護に関する特約条項」及び「特定防衛秘密の保護に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約には、「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」及び「秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項」が伴います。

また、「装備品等調達にかかる秘密保全に対策ガイドライン」は従前のガイドラインからより厳格な管理策を盛り込んだものに整備されました。

特約条項で示すもののほか、新しいガイドラインで求める体制及び資料の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項とともにガイドライン及び違約金条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

(会社文書管理番号等)
令和 年 月 日

契約希望申請書

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長 前田 邦彦 殿

所在地
会社名
代表者名

公示中の支担当第 号（令和 年 月 日）の募集に関し、審査資料を添えて応募します。

なお、同公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約します。

添付書類：資格審査申請表

資格審査申請表

〇〇〇〇〇〇〇株式会社

No.	資格要件	資格保有状況		必要な提出資料
1	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。	該当しない	該当する	—
2	応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）を有する。又は、有する見込みである。	資格を有する（見込みあり）	資格を有さない	資格審査結果通知書の写し
3	希望する品目の製造又は修理等役務に必要な法令、規定に基づく許認可等を有する。	許認可等を有する。	許認可等を有さない。	許認可等の写し
4	同一又は類似品の製造又は修理実績がある。若しくは、修理等役務に必要な能力を有する。	・製造図面等保有の有無 有・無（有：使用可能を含む。） ・製造の実績 有・無		製造図面等の保有状況に係る証明及び製造できることを証明できる資料（契約書写し等）
5	不具合発生時、迅速かつ継続的に対応できる。	対応できる。	対応できない。	—
6	統合幕僚監部が定めた「入札及び契約心得」を熟知の上、一般契約条項を適用して契約を締結することができる。	可能である。	不能である。	—
7	防衛省から指名停止の措置を受けている期間中ではない。	指名停止期間中ではない。	指名停止期間中である。	—
8	現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係の有る者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者ではないこと。	指名停止を受けている者と同種の役務契約を行おうとする者でない。	指名停止を受けている者と同種の役務契約を行おうとする者である。	—
9	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者ではない。	排除対象者でない。	排除対象者である。	—
10	秘密（特別防衛秘密又は特定秘密を含む。）を取り扱う場合には、秘密に関する文書等を保管できる設備を有し、かつ、秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、保全上支障のないことを確認した者を充てることができる。	保管設備あり（見込みあり）	保管設備なし	保全施設の確認に関する通知書
		自社規則あり（見込みあり）	自社規則なし	保全規則の確認に関する通知書又は自社規則
11	契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権、著作権等の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な処置を講じられる。	必要な措置を講じられる。	必要な措置を講じられない。	—
12	次のいずれかに該当するとともに、役務に必要な部品等の入手が可能であること。 (1) 本装備品等の製造会社であること。 (2) 本装備品等の製造会社から、履行に必要な製造図面等の保持及び使用权を付与されていること。	役務に必要な部品等の入手が可能である。	役務に必要な部品等の入手が不可能である。	—

※1 資格保有状況は、該当する方に「○」を記入する。

※2 対象件名が該当しない場合は、斜線で抹消する。

調達要求番号：26K2E03033—変更

統合幕僚監部仕様書			
名称	訓練演習支援機能の整備（維持等）	仕様書番号	J S O－25－3002C
		作成年月日	令和 7年 7月16日
		改正年月日	令和 8年 8月20日
		作成部隊等	統合幕僚監部運用部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、統合訓練支援システムに係る維持等業務について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、付表1による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、引用文書に定める内容がこの仕様書の内容と異なる場合は、その適用については別途協議する。

なお、引用文書において、その内容が異なる場合は、設計書の内容が優先する。

a) 仕様書

- 1) DSP Z 9008B 品質管理等共通仕様書
- 2) JSO-19-3002C 訓練演習支援機能の整備（換装）（JETSSソフトウェア）
- 3) JSO-24-3012 訓練演習支援機能の整備（改修）
- 4) JSO-25-3006 訓練演習支援機能の整備（器材整備）（器材借上07延長）

b) 法令等

- 1) 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（平成19年内閣府令第2号）
- 2) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁第3号（31.1.9））
- 3) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）
- 4) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）
- 5) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第14550号。令和5.7.3）
- 6) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）（防整サ第26438号。令和6.11.20）別添「注意」
- 7) 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）
- 8) 特定秘密の保護に関する訓令の運用（防防調第17882号。26.12.8）
- 9) 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）
- 10) 秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）（防防調第4607号。19.4.27）

1.3.2 関連文書

a) 仕様書

1) J S O - 2 5 - 3 0 0 2 A 訓練演習支援機能の整備（維持等）

b) 設計書

- 1) J E T S S A B 0 1 - 0 0 統合訓練支援システム システム設計書
- 2) J E T S S B B 0 1 - 0 0 統合訓練支援システム プログラム基本設計書
- 3) J E T S S M B 0 1 - 0 0 統合訓練支援システム 操作手順書
- 4) J E T S S A C 0 0 - 0 0 システム設計書
- 5) J E T S S B C 0 0 - 0 0 プログラム基本設計書

1.4 この仕様書に記載している 内の記号は、別冊「指定整理番号一覧」による。

2 維持等業務に関する要求

2.1 役務等に対する要求

本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、統合訓練支援システムについて、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋め込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

2.2 本役務の実施体制

契約相手方は、本契約の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 前記 a) の業務従事者が本契約を履行するために必要な経験、資格、業績等を有すること。
- c) 前記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要もしくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.3 システムの保守

2.3.1 発生事象対応

統合訓練支援システムによる訓練演習等において、異常作動等の事象が発生した際の速やかな原因探求／障害箇所の特定及び障害の復旧のため、演習実施期間（2回／年、計13日を基準とする。）は、夜間を含む24時間現地オンサイト対応体制を確保する。その他の期間（1回／月、2日／回を基準とする。）は、課業時間内対応体制を確保する。

- a) 統合訓練支援システムに係わる事象について、障害の原因探求を実施し、障害箇所の特定を実施する。
- b) 統合訓練支援システムの障害について、ソフトウェアの改修、配線及び電源の変更を伴わない範囲において、障害復旧の支援を実施する。

2.3.2 運用状態分析支援

契約相手方は、統合訓練支援システムの安定運用のため、システムの運用状態に関するデータの収集及び分析を実施する。

2.3.3 ソフトウェア維持管理

- a) 契約相手方は、J T L S 製造会社の支援を得て、最新の J T L S におけるバグフィックス情報及び機能追加情報の調査、統合訓練支援システムへの影響調査及び適用方法の検討を実施する。
- b) 契約相手方は、C O T S のアップデート状況について確認し、統合訓練支援システムを対

象とした影響調査を実施する。

2.3.4 演習環境構築支援

契約相手方は、統合訓練支援システムが提供する機能を演習部隊が利用するために必要なネットワーク設定、端末の環境設定、動作確認等の技術的支援を実施する。また、必要に応じて、作戦計画立案支援機能のデータ整備を実施する。

2.4 運用の支援

2.4.1 ヘルプデスク対応

契約相手方は、統合訓練支援システムによる訓練演習等の円滑な実施のため、統合訓練支援システム（J T L S 及び運用プログラム）に関する技術的な問い合わせに対し、演習準備期間（2回／年、5日／回を基準とする。）は課業時間内現地オンサイト対応体制、演習実施期間（2回／年、計13日を基準とする。）は夜間を含む24時間現地オンサイト対応体制を確保する。また、各幕が使用する際は演習準備期間（2回／年、5日／回を基準とする。）は課業時間内現地オンサイト対応体制、演習実施期間（2回／年、5日／回を基準とする。）は昼間のみ現地オンサイト対応体制を確保する。その他の期間は課業時間内対応体制を確保する。

2.4.2 改善等要望検討支援

契約相手方は、統合訓練支援システムに係わる改善等要望の聴取及び管理の支援を実施する。また、米国でJ T L S 製造会社が開催するユーザー会議へ同行し、技術調査の支援を行う。

2.4.3 データ管理支援

契約相手方は、統合訓練支援システムに関するデータ管理を支援するため、演習実施後のバックアップ作業及びシミュレーションデータ等の移行について支援を実施する。

2.4.4 データ作成支援

契約相手方は、統合訓練支援システムによる訓練演習等に使用するデータの作成を支援するため、訓練演習等に係る情報を活用して、データ作成期間（2回／年、30日／回を基準とする。）及び各幕利用期間（2回／年、7日／回を基準とする。）は、データの構造検討、要因検証・対応検討を実施する。その際、必要に応じて情報の保全義務の履行体制を確保するものとする。

- a) 契約相手方は、J T L S 製造会社の支援を得て、統合訓練支援システムで使用するデータを新規に整備する際に必要となるデータ構造の検討を実施する。
- b) 契約相手方は、J T L S 製造会社の支援を得て、データの設定と振る舞いに関する要因検証及び検証結果に基づく対応の検討を実施する。

2.4.5 各種対処計画検証支援

契約相手方は、統合訓練支援システムによる各種対処計画の検証を支援するため、各種対処計画の検証期間（2回／年、5日／回を基準とする。）は、シナリオデータ作成検討及びシミュレーションの実行支援を実施する。

2.4.6 定量的評価支援

契約相手方は、統合訓練支援システムによる訓練演習等の定量的評価を支援するため、訓練演習等の評価期間（2回／年、5日／回を基準とする。）は、評価データの収集・集計及び事後研究会等の資料作成支援を実施する。

2.4.7 接続システムとのデータ配信支援

契約の相手方は、J E T S S と接続する他システムとのデータ配信支援を実施する。

2.4.8 部隊への教育支援

契約の相手方は、官が実施する陸海空の訓練のJ E T S S 教育支援のため、教育実施期間（4回／年、5日／回）は教育支援を実施する。

2.5 ライセンス・ソフトウェア保守

契約相手方は、J T L S に対する保守契約を実施する。

2.6 J T L S マニュアルの日本語化

契約相手方は、J T L S マニュアルの日本語化を実施する。

なお、日本語化するドキュメントについては官側との調整による。

3 監督・検査

監督及び検査は、支担当の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は表 1 による。なお、提出要領については、官側との調整による。

表 1 提出書類

番号	提出書類	媒体	数量	提出時期	提出先
1	維持等報告書	紙 ⁽¹⁾ 及び C D - R 等	各 1 式	官側との調整による	統合幕僚監部 運用部運用第 3 課 訓練評価・支援班
2	J T L S マニュアル (日本語化)	C D - R 等	各 1 式	納期までに	統合幕僚監部 運用部運用第 3 課 訓練評価・支援班

注⁽¹⁾ 紙の規格は、日本産業規格 A 列 4 番を基準とする。

4.2 貸付品等

契約相手方は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令に基づき、統合幕僚監部運用部運用第 3 課長又はその指名した者と調整の上、表 2 に示す貸付品及び表 3 に示す閲覧品のほか、官側が保有する資料等について、無償で貸付又は閲覧することができる。

なお、貸付品については、申請時における最新版とし、細部については、官側との調整による。

表 2 貸付品

番号	品名	文書番号等	秘等 区分
1	統合訓練支援システム システム設計書 ※	JETSS A C 00-00	部内限り
2	統合訓練支援システム プログラム基本設計書 ※	JETSS B C 00-00	部内限り
3	統合訓練支援システム 操作手順書 ※	JETSS M C 00-00	部内限り
4	統合訓練支援システム ソースプログラム ※	JETSS S C 00-00	部内限り
5	統合訓練支援システム ロードモジュール ※	JETSS P C 00-00	部内限り
6	別冊「指定整理番号一覧」		注意

※ 技術援助協定に基づき第三者に開示できない範囲を含む。

表 3 閲覧品

番号	指定整理番号	秘等区分	閲覧場所
1	ア	特定秘密	防衛省市ヶ谷基地内 において官側が指定 する場所
2	イ		

4.3 第三者従事

契約相手方は、第三者を当該役務の遂行上業務に従事させる場合は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）に基づく特約条項によるほか、官側の指示に従うものとする。

4.4 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、**1.3.1 項 b) 3) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）**における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.5 情報保証

運用承認に関して官側（情報システム情報保証責任者）が実施する事項を、**リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）、情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）、防衛情報通信基盤等におけるサイバー攻撃等対処細部要領について（通知）及び防衛情報通信基盤等におけるサイバー攻撃等対処要領について（通知）**に基づき、必要に応じて支援すること。

4.6 秘密保全

契約の相手方は、この契約に関して、秘密に関する事項を取り扱う場合には、**特定秘密の保護に関する訓令、秘密保全に関する訓令、特定秘密の保護に関する訓令の運用及び秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）**によるものとし、細部は官側の指示に従うものとする。

なお、この契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た内容については、官側の許可なく外部に漏らしてはならない。

4.7 立入禁止区域への立入り要領

契約相手方は、契約後速やかに所定の立入り申請を行い、許可を受けるものとする。

4.8 官側における支援

契約相手方は、この役務の履行にあたり、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、事前に官側と協議の上、無償で官側の支援を受けることができるものとする。

- a) 現地作業時等における、官側の保有する関連器材の使用
- b) 基地内敷地、施設及び設備備品の使用
- c) 作業に必要な電力、用水等の無償使用
- d) 官側電話の使用
- e) 施設の立入に必要な手続きの実施
- f) その他、官側が必要と認めた事項

4.9 仕様書の疑義

この仕様書において疑義が生じた場合には、官側と協議するものとする。

付表 1 用語の定義

用語	定義
運用プログラム	統合幕僚監部仕様書「訓練演習支援機能の整備（換装）（JETSソフトウェア）」（仕様書番号：JSO-19-3002C）及び「訓練演習支援機能の整備（改修）」（仕様書番号：JSO-24-3012）で製造されたプログラムをいう。
改修	プログラム基本設計書の内容変更を伴うプログラムの追加、変更若しくは削除をいう。
改善等要望	統合訓練支援システムの開発ソフトウェアに対する修正及び改修の要望をいう。
器材	統合幕僚監部仕様書「訓練演習支援機能の整備（器材整備）（器材借上07延長）」（仕様書番号：JSO-25-3006）の借上品目をいう。
統合訓練支援システム	統合幕僚監部仕様書「訓練演習支援機能の整備（換装）（JETSソフトウェア）」（仕様書番号：JSO-19-3002C）及び「訓練演習支援機能の整備（改修）」（仕様書番号：JSO-24-3012）を根拠とする統合幕僚監部向けの訓練演習支援機能であり、統合幕僚監部における統合訓練の支援を目的とし、訓練演習用のシミュレーションに関する準備、実行、評価業務を支援するシステムをいう。
AOSS	空自作戦用シミュレーション・システム(JASDF Operation Simulation System)の略語であり、空自における指揮所演習及び作戦解析を支援するシステムをいう。
COTS	市販品 (Commercial Off The Shelf) の略語であり、市販ハードウェア及び市販ソフトウェアをいう。
JTLS	統合戦域レベルシミュレーション (Joint Theater Level Simulation) の略語であり、1983年から米国 Rolands and Associates 社により設計・開発、維持が継続的に実施されている訓練演習用シミュレーション・システムをいう。
JTLS製造会社	JTLSの設計・開発、維持を行っている米国 Rolands and Associates 社をいう。
サプライチェーン・リスク	情報システム及びその構成品等のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスク。
MSEL	状況の集合又はリスト (Master Scenario Events List) の略語であり、演習において作成される状況の集合又はリストをいう。
RMF	リスク管理枠組み (Risk Management Framework) の略語であり、米国国立標準技術研究所が公開する文書である SP800-37 で示されるプロセスであり、セキュリティ、プライバシー、サイバーサプライチェーンに係るリスク管理を、システム開発におけるライフサイクルに統合する手法をいう。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—												
	調 達 要 求 番 号	2 6 K 2 E 0 3 0 3 3—変更												
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 8 月 2 0 日												
	作 成 部 課	統合幕僚監部運用部												
	作 成 年 月 日	令和 8 年 8 月 2 0 日												
品 名	訓練演習支援機能の整備（維持等）													
仕 様 書 番 号	J S O - 2 5 - 3 0 0 2 C													
1 保護すべき情報の管理 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報として指定された情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>秘等区分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・統合訓練支援システム システム設計書 ・統合訓練支援システム プログラム基本設計書 ・統合訓練支援システム 操作手順書 ・統合訓練支援システム ソースプログラム ・統合訓練支援システム ロードモジュール </td> <td> 米国 R & A 社が開発し、米国 Valkyrie 社が提供する訓練演習支援機能に組み込まれている演習プログラムである「J T L S - G O」を利用するため、技術援助協定(TAA)により収集、整理、作成等した情報及び当該設計書の作成企業等固有の技術が含まれ、防衛省のみ開示可である情報 </td> <td> 技術援助協定(TAA)を保有している場合かつ当該設計書の作成企業等である場合には、特段の制限はない。 </td> <td>部内限り</td> <td>貸付文書</td> </tr> </tbody> </table>					保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	秘等区分	備 考	・統合訓練支援システム システム設計書 ・統合訓練支援システム プログラム基本設計書 ・統合訓練支援システム 操作手順書 ・統合訓練支援システム ソースプログラム ・統合訓練支援システム ロードモジュール	米国 R & A 社が開発し、米国 Valkyrie 社が提供する訓練演習支援機能に組み込まれている演習プログラムである「J T L S - G O」を利用するため、技術援助協定(TAA)により収集、整理、作成等した情報及び当該設計書の作成企業等固有の技術が含まれ、防衛省のみ開示可である情報	技術援助協定(TAA)を保有している場合かつ当該設計書の作成企業等である場合には、特段の制限はない。	部内限り	貸付文書
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	秘等区分	備 考										
・統合訓練支援システム システム設計書 ・統合訓練支援システム プログラム基本設計書 ・統合訓練支援システム 操作手順書 ・統合訓練支援システム ソースプログラム ・統合訓練支援システム ロードモジュール	米国 R & A 社が開発し、米国 Valkyrie 社が提供する訓練演習支援機能に組み込まれている演習プログラムである「J T L S - G O」を利用するため、技術援助協定(TAA)により収集、整理、作成等した情報及び当該設計書の作成企業等固有の技術が含まれ、防衛省のみ開示可である情報	技術援助協定(TAA)を保有している場合かつ当該設計書の作成企業等である場合には、特段の制限はない。	部内限り	貸付文書										